

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第20回）会議録

- 1 開催日時
平成27年11月12日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時35分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第80号議案 在外選挙人名簿の登録について
第81号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第82号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
第83号議案 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
第84号議案 ポスター掲示場の区画数の決定について
第85号議案 投票所の指定について
- 8 会議の要旨

| | |
|-----|---|
| 書記長 | 定刻になりましたので、ただいまから第20回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、在外選挙人名簿及び公職選挙管理規程関係、そして市長選関係の議案、計6件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 委員長 | 改めましておはようございます。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p> |
| | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。まず、在外選挙人名簿に関する第80号議案、第81号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは第80号議案、第81号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>まず第80号議案「在外選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、前回、9月2日の登録以降に次ページの1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>次に第 8 1 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第 3 0 条の 1 1 の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して 4 か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の 2 枚目にあります 1 名の方は、国内に転入して 4 か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、前回、9 月 2 日時点の登録者数、今回、1 1 月 1 2 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。増減としましては、今回登録する 1 名の方が増え、抹消する 1 名の方が減るため、増減なく、4 9 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第 8 0 号議案及び第 8 1 号議案の説明については以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第 8 0 号議案及び第 8 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 8 0 号議案及び第 8 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>全員挙手（原案可決）</p> |
| 委員長 | <p>第 8 0 号議案及び第 8 1 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第 8 2 号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>まず、10月24日（土）から11月7日（土）にかけて、城山コミュニティセンター（2回）、平子公民館、白鳳公民館、松ヶ丘集会所で尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業に伴う住所変更の手続きに関する説明会を計5回実施し、説明会の最後に投票区及び投票所の変更についても話をしてまいりました。その際の御意見としては、状況について特段の意見はなかったものの、一部の方から、自宅から遠くなるという御意見が1件ございました。</p> <p>その他、城山コミュニティセンターの場所が分からないとい電話による問い合わせが2件、文書による問い合わせが1件ございました。文書による問い合わせに関しましては、本日配布いたしましたとおり返答しております。</p> <p>御意見、問い合わせにつきましては以上であり、大きな反対も特にございませんでしたので、この度の議案提出となりました。</p> <p>なお、新投票区の名称につきましても、御意見はございませんでした。</p> <p>それでは、第82号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の換地処分に伴う町名地番の変更及び城山コミュニティセ</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>ンターの開館等に伴う投票区の見直しにより、投票区及び投票区の区域を定めた当該規程を改正しようとするものでございます。</p> <p>まず、旭前投票区と城前投票区についてですが、尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の換地処分が本年11月20日に予定されており、その公告があった翌日（11月21日）から関係地区の町名地番が変更することとなります。そのことに併せまして、今回旭前投票区と城前投票区をひとつの投票区としまして、区域を変更し、その名称を旭前城前投票区としようとするものでございます。</p> <p>次に、茅池投票区は城前町一丁目と二丁目を加え、投票区内の区域の表記を、「城前町、平子町」から「平子町、城前町」に変更しようとするものでございます。</p> <p>なお、投票区変更につきましては、町名地番の変更がされてからの変更といたしますので、11月21日より前に選挙の告示または公示が行われる場合は、従来の投票区で行うこととなります。</p> <p>第82号議案の説明は以上でございます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>では、第82号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>文書による問い合わせに関して回答したとのことですが、その後何か対応されましたか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>先日11月10日に回答したこともありますが、特にございません。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員長 | <p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 8 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |
| 委員長 | <p>第 8 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市長選関係の議案に移ります。</p> <p>それでは、第 8 3 号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>では、第 8 3 号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 7 5 条第 3 項及び同法施行令第 8 0 条第 1 項の規定により、尾張旭市長選挙の選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には水野紀彦委員長を、選挙長の職務代理者には谷口紀樹委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第 8 3 号議案の説明は、以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第 8 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (なし) |
| 委員長 | ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第 8 3 号議案は可決されました。 続きまして、第 8 4 号議案について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>では、第 8 4 号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 8 項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関する規程第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、4 区画と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で 2 段と 3 段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は 2 段のものとし、上段右端を「1」とし下段へ「2」と、次いで左へ上段から下段に番号を付し、4 番までを配列するものでございます。</p> <p>第 8 4 号議案の説明は以上でございます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員長 | では、第 8 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。 |
| | (なし) |
| 委員長 | ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第 8 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第 8 4 号議案は可決されました。 続きまして、第 8 5 号議案について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>それでは第 8 5 号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた 2 1 の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更は、旭前投票区及び城前投票区がなくなり、旭前城前投票区ができました。そして、そちらの投票区を城山コミュニティセンターにしております。また、中部投票区ですが、これまで市民会館を投票所としておりましたが、市民会館の使用ができなくなりましたので、今回から市役所を投票所としております。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 第 8 5 号議案の説明は以上です。 |
| 委員長 | では、第 8 5 号議案について、何かご質問等はありませんか。 |
| 委員長 | 中部投票区は市役所ということですが、期日前投票所のところですか。 |
| 書記長 | はい。期日前投票所から、そのまま使用する予定です。 |
| 委員 | 投票所に「尾張旭市」が入っているところと入っていないところがありますが、この違いは何ですか。 |
| 書記長 | 確認しておき、告示の際は正しい表記にいたします。 |
| 委員長 | 他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 5 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第 8 5 号議案は可決されました。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p> |
| 事務局 | <p>○ 次回日程 平成27年12月2日(水) 午前10時から 於：202会議室 ※ 年明け後の市長選挙に関するスケジュールを提出予定。</p> <p>○ 開票会場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長選以降の開票会場を、体育館アリーナとすることで了承。 ・ 次回の選挙管理委員会で開票所の議案を提出予定。 ・ 12月補正予算に、LAN配線、電話回線、電源増設のための費用を計上。 ・ 万が一のために非常用発電があるとよい。 (所管課に確認したところ、非常用発電装置ありと判明) <p>○ 市長選立候補予定者説明会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整の結果⇒平成28年1月14日(木)午前10時～ <p>○ 市長選挙当選証書付与式日程及び時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年2月29日(月)午前10時～ |
| 委員長 | <p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p> |